



「消費生活相談員」って、 どんなおしごと？

消費に関するトラブルなどについての解決を支援する「消費生活相談員」は、県や市町村の消費生活センターなどで活躍しています。

富山県では、県民の皆さんの声に寄り添う消費生活相談員の「人材バンク」を設置しました

消費生活相談員の役割

✓ 消費者への助言

電話や窓口で相談を受け付け、トラブルの解決策など、**対処方法のアドバイス**を行います。

消費者を守るための法律や契約など、消費者問題に関連する専門知識を活用し、場合によっては弁護士や専門機関などを紹介しながら、問題解決に導きます。

✓ 事業者との交渉

若者や高齢者など、自力で事業者と交渉することが難しい場合があります。**必要に応じて、事業者側と交渉をする**のも消費生活相談員の役割です。

消費者からの相談内容を的確に分析し、双方の間に立って調整を行い、解決の道を探ります。

✓ 消費者への啓発

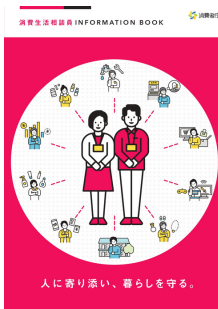
最新の事例に基づいて、**消費者に正しい情報を伝え、被害を未然に防ぐ**のも消費生活相談員の役割です。

社会の変化に伴い、消費者トラブルも多様化します。問題が広がりそうな事例があれば、消費者への注意喚起を行うこともあります。

✓ 公正な社会の構築

「消費者への助言」「事業者との交渉」「消費者への啓発」

こうした相談員の仕事は、消費者被害の回復や未然防止を目的として、日々発生するトラブルを解決しながら、正しい契約や取引が行われる公正な社会の構築に寄与しています。



＜消費者庁「消費生活相談員紹介パンフレット」もご参照ください。＞

※消費生活相談員に関する詳細を紹介したパンフレットは、消費者庁ホームページ（「消費生活相談員紹介パンフレット」で検索）より、ダウンロードできます。



消費者庁 消費生活相談員

検索

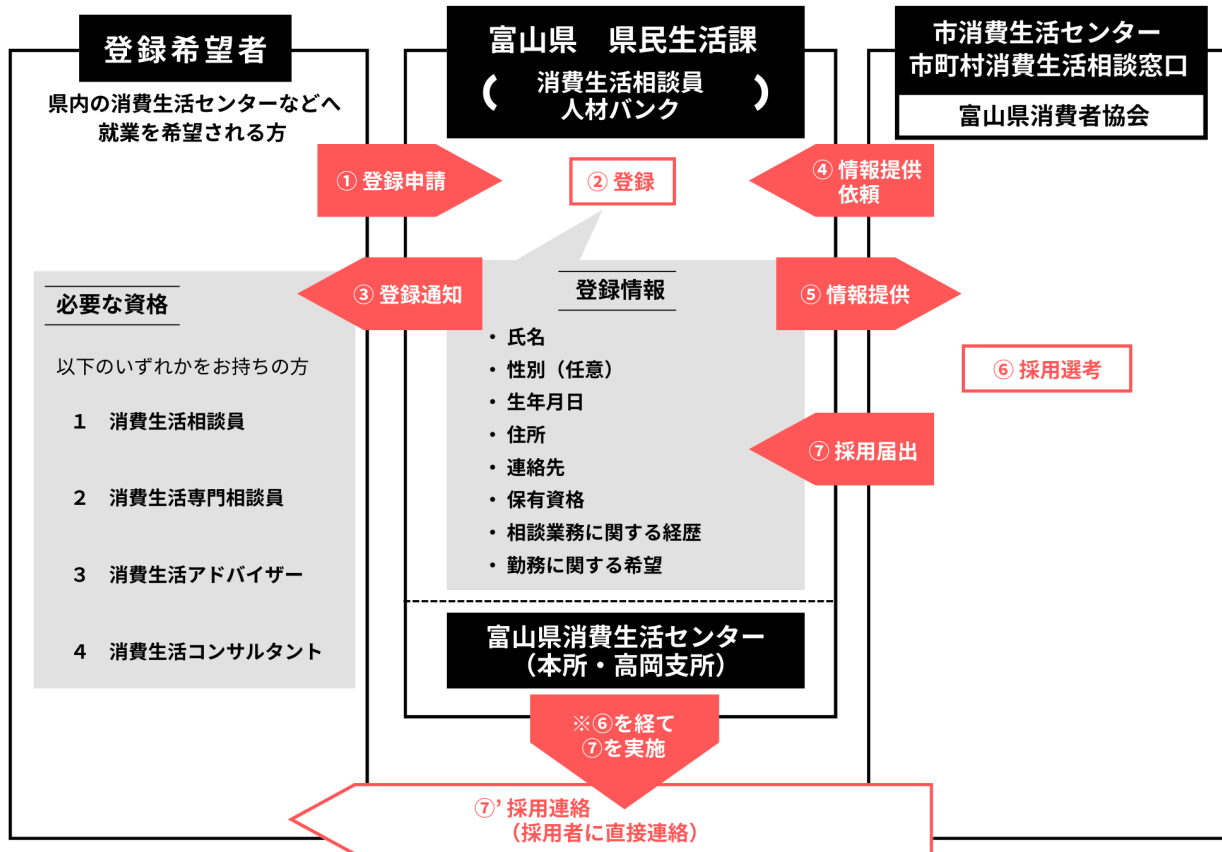
富山県「消費生活相談員人材バンク」については裏面をご覧ください。➡

富山県「消費生活相談員人材バンク」に 登録しませんか？



人材バンクのしくみ

県内の市町村や県消費者協会から県に対し、消費生活相談員等を募集する目的で情報提供の依頼があった場合に、人材バンクに登録されている情報を提供します。



※ 登録要件の詳細・人材バンクへの登録を希望される方は、下記お問合せ 2次元コードリンク先をご確認ください。

「消費生活相談員資格試験受験料等助成事業」のご案内

これから資格を取得し、人材バンクに登録される方に受験費用の一部を助成します。

✓ 対象者(3つすべてを満たす方)

- (1) 助成金の申請年度に下記①、②のいずれかを受験し、合格された
 - ① 消費生活相談員資格試験 (独立行政法人国民生活センター)
 - ② 消費生活アドバイザー試験 (一般財団法人日本産業協会)
- (2) 富山県消費生活相談員人材バンクに登録していただける
- (3) 富山県にお住まい

✓ 助成内容

- 受験手数料の1/2
- 第2次試験会場までの公共交通機関利用料金の1/2 (上限1万円)

✓ 申請方法

試験合格後、2月末までに、申請書と関係書類を提出してください。



お問合せ

富山県生活環境文化部 県民生活課
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 TEL:076-444-3129

富山県 消費生活相談員 検索

